

2022.3.1

133

もくじ

2

講演録

「京都の文化財保護の

歴史と現状・課題 前編」

独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館名誉館長

佐々木 丞平

7

保護財団の活動

会報



公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団
Kyoto cultural tourist resources protection foundation

京都の文化財保護の歴史と現状・課題 前編

独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館名誉館長

佐々木 丞平

日時 令和3年10月8日(土)
場所 キャンパスプラザ京都

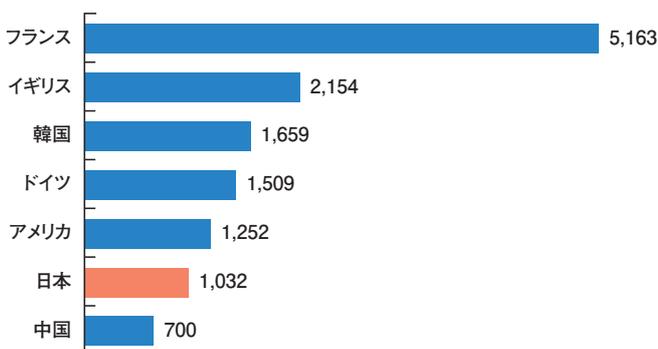
はじめに

文化財保護の歴史を概観し、何が今問題であるか、これからどういうことを考えていかなければいけないのかについてお話いたします。文化財の全体を守っていくことは大変なことであり、非常にお金がかかるが、決して財政的には十分ではありません。文化財を守っていくことがいかに大変であるかということについて考えていきましょう。

文化財をみんなで支える

表1は、少し古い資料で恐縮ですが、各国の文化に対する予算額の比較資料です。文化予算額が最も多いのはフランスで、次にイギリス、韓国、ドイツ、アメリカ、日本、中国となります。例えばフランスでは、国家予算の約1%を文化に充てているのに対して、日本では0.1%と1桁違います。フランスと日本では国家予算の規模が異なり、フランスのほうが規模は小さいですが、フランスでは年間に約5,000億円を充てており、対して日本は1,000億円と5倍以上の差があります。それほどまでにフランスと日本

図表・1 各国の文化予算額の比較 (2012年度)



出所) 各種公開資料より野村総合研究所作成

表1 「諸外国の文化政策に関する調査研究報告書」より

では、文化を守るために国が支援していかなければいけないという姿勢が異なるということが統計からわかります。

さて、国および地方公共団体の文化予算と民間からの寄附についてみた場合、アメリカでは、国の文化予算は少ないですが、実は寄附が多く、国民の一人一人の力によって文化を支えています。また、イギリスでも国の文化に対する財政出動が弱いですが、寄附が大きくあります。

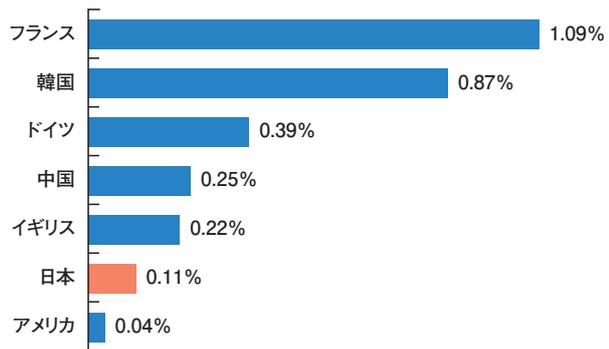
このように見てくると、文化を保護するにはお金は非常に必要であり助成は必要ですが、どのように助成を行うかについては様々な考え方があり、国家が支援するべきだという考え方と国民の力によって支援するべきだという考え方があります。フランスでは、国が支援していきましょうということであり、アメリカでは国民一人一人の力で文化というものを支えるのだということでしょう。また、イギリスは丁度中間で、国も支援しなければいけない

が、国民も文化を守るために支援していかなければいけないという考え方です。

それでは、日本はどうでしょうか。国家からの支援は決して充分とは言えず、国民からの支援もまた多いとはいえません。日本では、寄附に対する考え方がアメリカやイギリスに比べるとまだ弱いのです。

アメリカで広く寄附が行われている背景には、寄附に対する税制の優遇措置があります。文化財の保護や美術館の支援のために寄附を行うと、本来自分が払わなければいけない税金からその寄附額分が控除されます。日本とアメリカでは、寄附の税制措置が異なり、日本ではまだ寄附に対して税制が厳しいです。日本においても寄附の税制措置を根本的に変えていかなければ、アメリカやイギリスのようなあり方はなかなかできないだろうと思います。

図表・2 各国の文化予算が国家予算に占める割合の比較（2012年度）



出所)各種公開資料より野村総合研究所作成

表2「諸外国の文化政策に関する調査研究報告書」より

文化とは

文化とは何でしょうか。文化の「文」の字は、文字とか文章のことではなくて、^{あや}文とか模様という意味です。「^{ビン}紊」の字は、色糸が交差して模様をなすことを表します。生きる上での豊かさや生活を彩る飾りが文化の「文」であり、知性と知識が織りなす「文」であるわけです。次に、「化」という文字には広めていく、強化していく、変えていく、同化させていくという意味があり、人間や社会を大きく変えていく基が「文化」なのです。

文化とは生きていくうえでの豊かさであり、生活の飾りであるということは、まさに衣食住そのものも文化です。寒いから服を着ようと考え、織物を織って衣服を作る、そして同じ着るならできるだけ美しい綺麗な色やデザインの服を着ようとしさを更に求めていきます。また、食べ物でも食材をもっと美味しく食べるためにはどうしたらよいか、もっときれいな飾り付けはできないかと考えます。単に雨風をしのぐだけでなく、もっと綺麗なデザインの建物に住みたい、もっと装飾を美しいものにしたいと考えます。美しいものを、より気持ちが豊かになるものを求め作り上げていく、これがまさに文化が進んでいくということなのです。

それから経済や法律も同様です。人間が自由に生きていくとそこに必ず混乱があり、混沌とした社会になります。少しでも良い形でお互いが生きていけるようなシステムを考えようというのが法律であり、よりよい豊かな生活システムを考えようというのが経済です。文化とは人間に対して快い感情であり、心の温もりや便利さを与えるものです。

よく経済の方が文化に対して「文化というものは不景気なときには必要ない」と考え、経済が不景気なときには文化は切り捨てられる傾向があります。経済とは、物を作って物を循環させて利潤を上げていく事です。それでは何のための経済でしょうか。例えば、電化製品は人間の生活を便利にするために製造され、コンピュータは人間が便利な生活ができるように改造を重ねられていきます。経済活動とは、実は文化そのものだろうと思います。

次に「観光」について考えてみますと、人間が少しでも心豊かに時を過ごそうとするためのひとつのシステムであり、観光事業とはまさに文化活動そのものです。我々の普段の活動そのものが文化であり、文化とは自分の行いの中にあるということを自覚しなければいけません。文化と言うのは特別なものではなくて、我々の周囲にたくさん詰まっています。

文化というものを考えた時にもう一つ重要な事は、中国の孔子の論語の中に「親には孝を尽くしなさい」、「謹み深く誠実でありなさい」、「人々を愛し自ら仁に親しくありなさい」という言葉があります。仁とは、思いやりの心

で万人を愛するとともに利己的欲望を抑えることです。「そうした努力をしてなお余力があるならば人間の心と知性が生み出すもの、つまり文化というものを学びなさい」とあります。文化の基本はモラルなのです。モラルがあることで人間の心は豊かで相手の事を常に心掛け思いやることができ、そのような人間精神があつて初めて文化というものが根を張ってくるのだという点が大切だと思います。

まず混沌とした人間の世界に対して秩序を与え、そして、そこで様々な考えを巡らせ、様々な方法を巡らせることによって達成できる、生きていくうえでの豊かさであり生活のいい意味での飾り、これが文化なのです。

文化財とは

それでは、文化財とは何でしょうか。人間の世界に秩序を与えて豊かさを作り上げて文化が形成されていくその証、足跡、これがまさに文化財というものです。文化の足跡、文化の証として文化財が存在しています。

例えば和歌について考えてみれば万葉集や古今和歌集、新古今和歌集があり、そのような文化財がずっと存在して、継承されてきたことによって和歌の文化が今もなお生きています。文化財がある事によって日本の文化、伝統文化が形成されます。源氏物語という文化財がなければ源氏物語の文化そのものが日本には存在すらしないでしょう。そのように考えると、歴史・文学・宗教・美術・社会・政治、そういった文化の総体が文化財を通して初めて存在しているといえます。

文化の基盤、基底部をなしているものが文化財です。そして文化というのは、文化財を通してしか語り得ない部分がかかなり多くあります。そのようなことをきちんと認識しておくことが大事だと思います。

文化と文化財

さて、文化を一つの大きな樹に例え、「文化の樹」というふうに考えてみましょう。この樹は、大きな根が張り、立派な幹が育ち、幹から枝が伸びて緑の葉っぱを付けています。樹木全体の姿を文化とすると、文化財や伝統文化は根っこや太い幹であり、その成長のもとにまさに活動し続ける文化や芸術は毎年新しく芽吹く葉にあたります。根や幹である伝統文化、文化財と云うものがしっかりしていることによって大きな樹の成長、新しい文化が育まれていくことにつながります。

孔子の教えには「学びて思わざれば則ちくらし」とあります。「学ぶ」とは過去、伝統を学ぶことであり、「思う」とは未来を考えることです。伝統を学び理解しても未来を思わなければ先の暗い世界になります。また、「思いて学ばざればあやうし」とありますから、新しいことばかりを考えて、過去や伝統を学ばないとそれはきわめてあやうい。

だから未来のことだけを考える文化というのは根っこや幹がなく、実は危ういのです。未来や新しい文化を考えるには、幹や根っこの存在、文化財や伝統文化というものをきちんと学ばなければいけません。伝統や伝統文化、文化財だけの世界に閉じこもっていると、これもまた先が見えない暗い時代になっていきます。両方が必要なのです。

そしてもうひとつ、伝統文化のあり方について螺旋階段を例に考えてみましょう。螺旋階段はぐるぐるまわって移動していき、上からは丸く円に見えます。この丸い円は変わらない存在であり、これが伝統であり文化です。と

文化の樹



図1 文化の樹

ころがその中身を覗いてみると移動するにつれて螺旋階段はまわって上昇していきます。伝統という枠の中で常に上へ、未来へ向かって動いているというあり方が伝統には必要なのです。

ここで誤解してはいけないのが、建造物や仏像、工芸品などが変化するわけではなく、それは厳然と存在しており、その活かし方が問題なのです。それを活用していく側の人間の心の持ち方が常に螺旋階段のように上昇気流にのるようにしないとけません。

文化財の危機

文化財の危機があるから文化財を守って行かなければいけません。文化財の危機のひとつに、温度や湿度、光、虫害、カビによる自然劣化があります。例えば、高松塚古墳は発掘当初は綺麗で鮮やかな色でしたが、発掘されたことで温湿度等の環境に変化が起こり、カビが発生し、色が失われていきました。このような自然劣化から文化財を守らないといけません。文化財に適した保存環境を維持できれば、自然劣化等から文化財を守れるわけですが、費用がかかります。

次に自然災害があります。東日本大震災では、博物館の一部が津波によって大きな被害を受けました。津波は回避が困難ですが、過去の記憶などから災害が及ばないように、高台に神社や収納庫、博物館や美術館を建設するなどの対応策が考えられます。また、地震に強い免震構造を持った建物、環境ごと保存していくことで自然災害による文化財の被害を回避していくことができます。

それから人災です。戦争になると文化財も攻撃の対象となります。イラク戦争では博物館が攻撃の対象となり、文化に対して大きな被害がありました。イスラム国による文化財への被害もあります。日本においても明治時代の初めに、仏像が破壊され廃棄寸前の状況になっていました。戦争が起こったわけではありませんが、ちょっとした拍子で伝統文化、特に仏教文化に対して人間がとたんに無関心になり、悲惨な事態が起



図2 自然災害による被害

こりました。人災から文化財を守るというのは非常に難しく、文化財教育をきちんとしていかないとけません。文化財が守られるということ、文化財が健全であるということは平和の象徴なのだ、平和であるから文化財が健在であるということ、そしてそれは実は人間の幸せの象徴でもあるのだ。このような連関した考え方の中で教育をきちんとしていく以外に、人間による文化財の破壊を回避することは難しいだろうと思います。

文化財を守る枠組み

明治時代の初め、強烈な廃仏毀釈の嵐が吹き荒れました。明治元年（1868）「神仏分離令」が布告されると、仏教文化はいらぬ、神道だけでいいとの考えが広まりました。また、明治政府は西欧化政策を進め、日本文化は捨て西洋文化を取り入れていこうという風潮ができ、文明開化が起こります。人間の意識は、一度伝統文化や文化財に関心が薄れていくと、途端に無関心に落ちていってしまうのです。文明開化、鹿鳴館時代となり、猫も杓子も西欧化が言われ、伝統が一気に忘れ去られてしまう、こういう事態が明治時代初期から中期にかけて続きました。

このような状況に対して伝統文化や文化財の保護が唱えられ、明治政府は「古器旧物保存方」を出し、またフェノロサと岡倉天心らによって全国の文化財調査が行われました。日本の伝統文化や文化財の保護に力を入れた外国人のフェノロサや岡倉天心らによって文化財を保護する必要性が説かれていきました。そのような下準備ができて

明治28年に帝国奈良博物館、明治30年に帝国京都博物館が開館します。危機に瀕する日本の伝統文化や文化財を救わなくてはならないということの象徴として博物館は開館しました。

また同年、文化財保護法の前段階である「古社寺保存法」ができ、ここで初めて国宝という名称が用いられます。古社寺保存法の対象は寺院や神社でありましたが、それだけでは不十分ということで、昭和4年に「国宝保存法」が新しくできて、個人所有の文化財も保存していきましょうということになりました。昭和24年の法隆寺金堂の火災を契機として、文化財保護の法的処置の制定の必要性が唱えられ、昭和25年に「文化財保護法」が制定されました。文化財保護法が準備されている頃、金閣寺でも火災が起こり、文化財が大きな危機を迎える時期でもあったので、近代的な法律で文化財を保護していこうという流れが強くなりました。

こうして文化財保護に対する法的な枠組みが出来上がってきました。そしてさらに文化財の保護だけではなく振興や活用を目指して、「文化芸術振興基本法」ができ、近年の法改正により「文化芸術基本法」となります。このようにして法的な枠組みが少しずつ整ってきましたが、改めて日本の文化のあり方をみて日本は文化国家であると自信を持って言えるでしょうか。

日本において文化が政治的に取り上げられ、文化国家を目指した強力な政策が打ち出されているかという、そうとは言えません。それから経済の面で、経済人が文化や文化財に対して真剣に取り組んでくれるかいうとそうではありません。やはり事が起これば経済界からすると文化は少し足手まといだという声が強いでしょう。政治的にも経済的にも文化については、まだまだ地位が低い、優先順位が低いと言わざるを得ません。これは程度の差はありますが、文化国家といわれるヨーロッパ社会においてもこのような問題はありました。もっと政治的にも経済的にも文化の重要性というものを皆が理解する必要があると思います。



図3 廃仏毀釈により廃棄された仏像の山

表紙解説

「賀茂競馬」 くらべうま

5月5日に賀茂別雷神社（上賀茂神社）で行なわれる競馬の行事で、寛治7年（1093）5月5日にはじまると伝えられ、中世には賀茂社の年中行事として定着している。20頭の馬が左右に分かれて10番の競馬を行なうのが通例となっていた。また、5月1日には競馬の順番を決める重要な行事である「足汰あしぞろえ式しき」が本番さながらに執り行われる。

写真提供/賀茂競馬保存会

会員寄附者 芳名録

ご支援・ご協力ありがとうございました
寄附金 芳名録 (敬称略)

下記の期間にご寄附をいただきました皆様のご芳名を掲載させていただきます。名簿は、寄附受納日順にご紹介しています。

2021.10.1~2021.12.31

法人

[特別会員]

伸和建設株式会社 代表取締役社長 北尾行弘 (京都市)

[普通会員]

株式会社 田中長奈良漬店 代表取締役 田中長兵衛 (京都市)

御香宮神社 宮司代務者 三木善隆 (京都市)

薬師寺 代表役員 安藤靖高 (京都市)

個人

[特別会員]

土屋 英夫 (京都市)

岩城 博 (東京都)

村川 伴子 (京都市)

近藤 湊二 (神戸市)

伊藤 昭 (京都市)

篠原 明 (大山崎町)

岡 雅之 (京都市)

八木代志子 (向日市)

太田 錠次 (幸田町)

宮田 喜義 (京都市)

林 節治 (京都市)

重道 和男 (宇治市)

田村 彰敏 (京都市)

藤森 弘子 (宇治市)

川上 信也 (流山市)

渡辺三根子 (枚方市)

中辻 政美 (城陽市)

木崎 幸子 (京都市)

佐藤 正年 (京都市)

操田 邦男 (堺市)

光本 大助 (京都市)

藤澤 智実 (浜松市)

脇田 實 (東京都)

前田 種男 (神戸市)

山口 彰 (京都市)

拝師 照代 (京都市)

浅野 明美 (京都市)

山本美代子 (京都市)

中井 卓治 (豊中市)

川嶋 純子 (さいたま市)

川嶋 博 (さいたま市)

岩崎 進 (京都市)

渡邊 正勝 (横浜市)

ほか匿名14名

[普通会員]

青山 正男 (京都市)

大崎 智浩 (倉敷市)

大崎美由紀 (倉敷市)

山上 徹 (京都市)

那須 和明 (岡山市)

三大寺司朗 (京都市)

山本加代子 (京田辺市)

大西 淳 (高槻市)

井口 信夫 (京都市)

吉野 克行 (京都市)

藤岡 嵩久 (東京都)

山田 均 (京都市)

稲田 新吾 (京都市)

升山 春彦 (京都市)

本道 隆子 (藤枝市)

宮本としか (吹田市)

川口 幸司 (名古屋市)

堀籠 幹雄 (京都市)

川嶋 秀幸 (さいたま市)

日比 法子 (津市)

日比 賢二 (津市)

万代 浩明 (堺市)

滝川 守 (京都市)

藤井 文子 (東京都)

岩崎 好江 (京都市)

豊原 弘行 (京都市)

早 厚子 (京都市)

ほか匿名13名

[賛助会員]

吉田良比呂 (京都市)

池田 妙子 (京都市)

山添 洋司 (豊中市)

吉本 有理 (京都市)

ほか匿名2名

京都の文化遺産を守り伝える活動の輪を更に広げるために 皆様のご支援・ご協力をお願いいたします

◇皆さまからのご寄附や新しい会員募集の呼びかけに一層のご支援とご協力をお願いいたします。また、当財団の活動を紹介していますパンフレットの配布・設置にもご協力下さい。

◇寄附金は、税の優遇措置を受けていただけます。当財団は「公益財団法人」として認定を受けていますので、寄附金は特定公益増進法人として税制上の優遇措置が適用され、個人の方は確定申告により所得税の控除を、法人においては法人税の損金算入が認められています。

保護財団の活動

1. 文化観光資源保護事業

令和3年度 専門委員会を開催し、文化観光資源保護事業助成対象に49件が選定されました。

去る令和3年12月3日(金)に「令和3年度専門委員会」を、5名の委員出席のもとで開催し、議題の当委員会委員長及び副委員長の選任、令和3年度文化観光資源保護事業助成対象について審議されました。

審議の結果、委員長に尼崎博正京都造形芸術大学教授、副委員長に高橋康夫京都大学名誉教授が互選により再任されました。また、令和3年度文化観光資源保護事業の助成対象の選定では、申請がありました文化観光資源保護事業に関して、事務局より実地調査結果及び資料をもとに各事業内容を説明し、本年度申請がありました49件すべてが助成対象に選定されました。

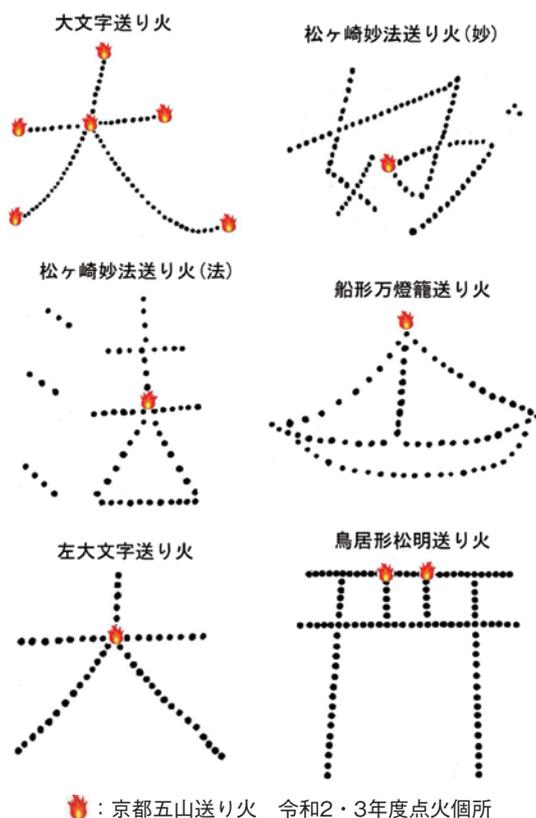
令和2年のはじめ頃から広がりはじめた新型コロナウイルス感染症は、現在に至っても治まらず、伝統行事・伝統芸能の執行事業については昨年同様、感染防止の配慮から、春から初夏の行事である「やすらい花」や「競馬」・「流鏑馬」などの行事が次々と中止の決断をされ、夏から秋の行事である「洛北の火祭」や「鞍馬の火祭」その他、ほぼ全ての事業が中止や限定公開、規模縮小となってしまいました。このような中においても、各保存会では行事当日に向けての練習や衣装、道具の修理、また後継者の養成など様々な作業や金銭的な出費が必要となっており、本年度においても当財団の助成金が大きな支えになっていることには変わりはありません。

そんな中「祇園祭の山鉦巡行」につきましては、昨年は榊による徒歩巡行のみでしたが、今年は半数ほどの保存会において「山鉦建て」を行いました。さらに1826年を最後に休止していた後祭りの「鷹山」が、これはお囃子を伴う曳山ですが、山本体がほぼ復元され、無事曳き初めの確認もされるというすごく前向きな出来事もありました。

また、「京都五山送り火」は昨年同様、各山1点から6点の点火という大幅な縮小となりましたが、送り火本来の意義や従事する保存会の皆さん方の想いは変わることなく、無事点火されました。

送り火の点火中止は、記録が残るものとしては、戦時中の1943年から1945年までの3ヶ年が灯火管制と男手不足のためなどの理由から送り火が中止されています。それ以前の昭和10年には連日の悪天候により延び延びになり8月28日の大日盆ようやく点火されています。天候による延期は、昭和38年にも悪天候により翌日の17日に大文字のみが執行されるということがありました。この時の状況を当財団が発足して3年目の『会報第3号』※(1972年8月発刊)に昭和38年当時大文字送り火保存会長だった阿尾房吉氏が寄稿しておられるので、その一部をここで紹介したいと思います。

「・・・かんじんの十六日は朝から雨が降り続き、天を仰いで切齒扼腕、ぎりぎりまで待ったが雨は止まず翌日回しときめたが次の日も雨。サラリーマンのメンバーはこれ以上会社を休めないというし、市役所へは京都市民は勿



左大文字送り火での点火の様子 (令和3年8月16日)

論、観光バス会社を始め各交通機関、他府県からの問い合わせが殺到、止むを得ず雨中決行と腹をくくり山道をずぶぬれですべり転びながら登り、点火資材に自分の衣類をかぶせて雨から守り、やっとのことで火をともした。多くの保存会員が風邪で倒れ、けがの足をしばらく引きずったが、観光客からは勝手に日を変えたという反応ばかりで、さみしい気分になったことを思い出す・・・」と記されています。

これをみても伝統行事の中止や延期の決定ということが各保存会にとっては極めて困難であることがわかります。新型コロナウイルス感染症が1日も早く終息することを願うばかりです。

※会報第3号 1972年8月発行（財団ホームページ・会員事業・会報のバックナンバーからご覧いただけます。）

※当財団Facebookでも会報第3号「大文字五山送り火の護持について」をとりあげております。

令和4年度文化観光資源保護事業助成申請の相談を行います

京都市域の文化観光資源や伝統行事、伝統芸能などを保存継承することを目的に、当財団の主たる公益目的事業として、助成事業を行っています。令和4年度において計画されている保護事業について、助成申請の相談を下記のとおり行います。

■助成申請募集

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において、京都市域の文化観光資源所有者・管理者、伝統行事、伝統芸能保存団体などが行う下記の事業のうち、当財団が定める文化観光資源保護事業助成金交付対象選定基準に該当する事業。

- (1) 文化財所有者・管理者等が行う文化観光資源保護事業
- (2) 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行事業
- (3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備事業
- (4) 文化観光資源施設の整備事業

※詳しくは、当財団のウェブサイト「2022年度文化観光資源保護助成事業実施要領」をご覧ください。

■助成申請事前相談

日時 3月1日(火)～31日(木) 平日9時～17時

場所 当財団事務局（事前に予約連絡が必要です。相談者は、申請者に限ります。）

※事業計画書、資料など事前審査のうえで、当財団のウェブサイトから申請していただきます。

2. 普及啓発事業

伝統行事・芸能功労者を表彰し、文化観光資源保護協力者に感謝状を贈呈。

京都の伝統行事、芸能の保存と執行に尽力し、後継者の指導育成、道具類等の製作・修理等の技術修得などの功績があった功労者（10年以上の実績、年齢45歳以上）を表彰しています。令和3年度は下記の方々を表彰しました。

また、当財団の活動趣旨に賛同いただき多額の寄附金をお寄せいただきました法人1件、個人1名に文化観光資源保護協力者として感謝状を贈呈しました。

◇令和3年度 伝統行事・芸能功労者 14名



鳥相撲保存会重陽社
池田 徳治



西ノ京瑞饗神輿保存会
川本 清



壬生大念仏講中
松浦 俊昭



久世六斎保存会
風間 敬博



中堂寺六斎会
西川 好恵



壬生六斎念仏講中
田中 宏



大田神社巫女神楽保存会
東良 邦男



上高野念仏供養踊保存会
清水 正次



木野愛宕神社烏帽子着保存会
藤本 正美



石座神社奉賛会
袖岡 五雄



三栖・炬火会
佐藤 克美



小山二ノ講
中川 正一



御香宮獅々若会
北島 由久



上賀茂紅葉音頭保存会
藤木 和子

◇令和3年度 文化観光資源保護協力者 法人1件、個人1名

【法人】 伸和建設株式会社（京都市右京区）

【個人】 伊勢 初枝（京都市左京区）



子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業「子ども歴史・文化体験」を開催しました。

○南区「子ども歴史・文化体験」

11月23日（火・祝）に唐橋西寺公園にて開催し、19組の親子が参加しました。唐橋西寺公園は、国の史跡に指定された「西寺跡」を整備した公園で、西寺とは延暦13（794）年に平安京造営の際、羅城門の西に創建され、東寺とともに二大官寺の一つです。はじめに京都市埋蔵文化財研究所の内田課長より、南区の歴史や文化、西寺についてお話いただき、続いて、2グループに分かれて発掘体験と勾玉づくりを行いました。発掘体験では、子どもたちは道具を用いて土を掘り、瓦などを発掘し、勾玉づくりでは、親子で各自いろんなデザインに石を削り、磨き上げ、首から下げる勾玉のペンダントをつくりました。



令和4年度文化財講座「京都の春を彩る伝統行事・伝統芸能」を開催します。

- 日 時 令和4年4月17日(日) 14時～16時（開場13時30分）
- 会 場 京都府京都学・歴史館 大ホール（京都市左京区下鴨半木町）
- 入場無料
- 定 員 220名（先着順・要申込）

- 内 容 ◇第1部 講演 「賀茂競馬の楽しみ方」
 一般財団法人賀茂県主同族会理事長
 賀茂競馬保存会副会長 堀川 潤 氏

- ◇第2部 京都の歴史と文化映像ライブラリー
 記録映画「やすい花」の上映

〈解説〉京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課技師 福持昌之 氏

- 協 力 賀茂別雷神社、賀茂競馬保存会

- 申込方法 当財団ホームページよりお申込みください。
 公式ホームページ <https://www.kyobunka.or.jp/>
- 申込期間 2月21日(月)～3月18日(金)
 但し、定員に達しますと受付は終了いたします
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申込制（先着順）とします。
 ※ご参加の際は必ずマスクを着用ください。
 開催内容に変更が生じる場合は当財団のホームページにてご案内いたします。

京都の歴史と文化 映像ライブラリー事業を行っています。

このたび、京都市文化観光資源保護財団は京都市と共催し、昭和40年代以降保管してきた伝統行事・芸能等記録映画や昔の京都のニュース等の貴重な動画資産をアーカイブ化し、文化遺産の普及啓発のため広く一般にWeb公開することになりました。

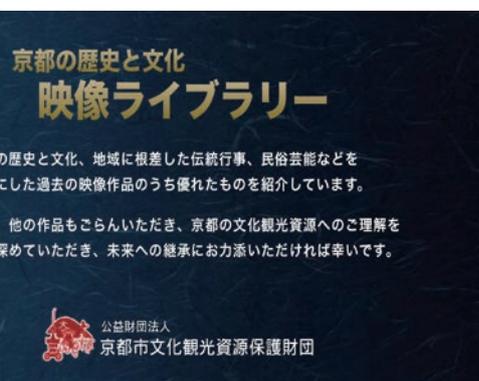
当財団は保有している、平成元年以降の民俗芸能の「郷土芸能のつどい」についても、YouTubeですべてご覧いただけるようになります。あの時の踊りや、太鼓の音。司会者さんの声も当時そのままに再現されます。

ご自宅のパソコンやスマホから、約200本の動画を自由に閲覧できます。下記、QRコードを読み取ってお好きな動画をご覧ください。

あの感動が
よみがえります!



「第21回 郷土芸能のつどい 蹴鞠」



「第41回 郷土芸能のつどい 八瀬赦免地踊」

京都・観光文化検定試験「京都検定」のご案内

当財団は、京都の文化、歴史の継承と観光の振興等を目的としている「京都検定」を応援しております。京都の文化財保護をサポートしてくださっている会員の皆様におかれましても、知っているようで意外と知らない京都にまつわる知識をさらに深く勉強されてはいかがでしょうか。一度、京都検定にチャレンジしてみませんか。

問題

葵祭は明治17年（1884）に再興され、5月15日に行われるようになった。それに尽力した人物は誰か。

- ア 山県有朋 イ 木戸孝允
 ウ 山本覚馬 エ 岩倉具視

（京都・観光文化検定試験2級過去問題より公式提供）



本事業は
京都検定を応援しています

会員特典事業

会員の方限定に文化財特別鑑賞等にご招待を行います。なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況により、事業が中止になる場合がございます。当財団ウェブサイトでお知らせしますのでご確認ください。

事業No.22001 賀茂別雷神社「賀茂足汰式」鑑賞会

賀茂別雷神社（上賀茂神社）では、賀茂競馬会の順番を決める重要な行事「足汰式」が本番さながらに行われます。令和2年度会員事業のご案内いたしましたのが中止となりましたので、改めて鑑賞会をご案内します。

- 日 時 5月1日(日) 13時～15時(予定)
 - 場 所 上賀茂神社 当財団特設招待席
 - 申込定員 50名
 - 参加費不要
 - 協力 賀茂別雷神社、賀茂競馬保存会
- ※招待券は4月中旬を目処に発送します。



◆京の三大祭観覧ご招待

当財団では、京都の三大祭として知られる葵祭、祇園祭、時代祭の保存及び執行に対し助成を行っております。本年に行われます「葵祭 路頭の儀」「祇園祭 前祭山鉦巡行」「時代祭 行列」において、当財団が特設します観覧招待席にご招待します。ご寄付いただいた際にお礼の品としてすでに申し込みされている方には、招待券を下記記載の時期にお送りします。また今回の募集に重ねて申し込みも可能です。

事業No.22002 「葵祭」行列観覧

- 日 時 5月15日(日) 午前10時30分行列出発
 - 観覧場所 京都御苑内 建礼門前 当財団特設招待席
 - 申込定員 80名
- ※招待券は4月中旬を目処に発送します。

事業No.22003 「祇園祭」前祭山鉦巡行観覧

- 日 時 7月17日(日) 午前10時20分頃(山鉦先頭到着時間)
 - 観覧場所 京都市役所前 当財団特設招待席
 - 申込定員 80名
- ※招待券は6月中旬を目処に発送します

■申込方法

当会報にあわせて送付しています「会員ご招待・優待事業申込」ハガキ又は当財団ウェブサイト <http://kyobunka.or.jp> の会員サイトからお申込み下さい。お申込みの際は、必ず事業Noをご記入下さい。

■申込資格 会員本人様1名に限る

■申込締切日 3月20日(日)必着

※上記の会員事業は、申込多数の場合は抽選とし、当選者の方のみご送付させていただきます。

※会員限定の事業となりますので、会員期限をご確認の上ご応募ください。なお、会員期限が切れておられる場合は、継続のご寄附をお願いいたします。

■お問合せ

(公財)京都市文化観光資源保護財団 事務局 会員事業担当
TEL 075-752-0235 (平日9:00～17:00) FAX 075-752-0236

京都検定過去問題解説!?

解答 工

京の公卿で、明治維新の中心人物の一人である岩倉具視(1825～83)である。没年となる明治16年(1883年)に「京都保存ニ関スル建議」を出している。天皇の即位など三大礼を京都で執行することなど13項目を提案し、この中で石清水祭と共に賀茂祭の「旧儀再興」を訴えている。賀茂祭とは葵祭の正式名である。賀茂社(上賀茂、下鴨両神社)の例祭で、古くは平安時代の「源氏物語」で見物をめぐる車争いの様子が描かれている。応仁・文明の乱などで中断、江戸時代に再興されたが、支えていた幕府が倒れ、明治4年から中断していた。岩倉の建議により賀茂祭の再興は実現したが、古くは旧暦4月中西日に挙行されていたのを新暦5月15日に行われることになった。その後、第二次世界大戦で10年間、中断や路頭の儀が中止となったが、昭和28年(1953年)から旧儀に基づき復興された。

(「第17回京都検定 問題と解説」(京都新聞出版センター刊)より出典)